



📖 主な記事

1 平成 29 年度 住民税 (市民税・都民税) の申告・平成 28 年分 所得税等の確定申告など

5 イベント情報
第 35 回羽村市駅伝大会 参加者募集 / 第 29 回羽村市老人クラブ連合会福祉大会 / 郷土博物館 歴史講座受講者募集 / 1 日限定 ウォーキング教室 など

9 市政の情報
ご意見をお寄せください! 意見公募手続 / 雪に備えて / 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) / コミュニティバスはむらん 一部運休のお知らせ など

18 情報アラカルト

22 こどものページ

📷 表紙の写真 (平成28年1月24日撮影)

ひっぱれ〜!!

スポーツセンターで行われる羽村市ふれあい綱引き大会。今回で 30 回目になります。

毎回、白熱した戦いが繰り広げられ、見るだけでも気合いが入ります。ぜひ、皆さんで応援しましょう!

羽村市公式キャラクター



はむりんのイベントへの出演情報などは、市公式サイトでお知らせしています。ぜひ、市公式サイトを見てりん♪

はむりん



市政情報を発信しています

平成29年度 住民税 (市民税・都民税) の申告

平成28年中の収入などを市へ申告するものです

※当日の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。ご了承ください。
※職員が端末に情報を入力して申告書を作成します。申告会場では少なくとも30分程度の待ち時間が想定されます。時間に余裕をもってお越しください。
受付期間 2月8日(水)～3月15日(水) (土・日曜日を除く)
受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分
受付会場 市役所4階大会議室

問合せ 課税課市民税係☎189

申告が必要な方

- 給与所得のみの方で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方(勤務先で確認してください。)
- 事業・不動産・配当・年金・そのほかの所得のあった方で、所得税等の確定申告が不要な方
- 非課税所得(遺族年金・障害年金・雇用(失業)保険・生活保護受給)のみの方
- 収入がなかった方(市内の同一世帯の方から扶養されている場合は申告不要です。)
- 市内に事務所・事業所などを有し、市内に住所がない方
- ※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の所得がなかった場合でも必ず申告してください。

申告が不要な方

- 所得税等の確定申告をする方(確定申告書を税務署へ提出する方)
- 平成28年中の所得が1か所からの給与のみで、勤務先から市に年末調整された給与支払報告書が提出されている方(勤務先で確認してください。)
- 1月1日現在65歳以上の年金所得のみの方で、年金収入が151万5000円以下の方(遺族年金・障害年金などの非課税年金のみの場合は、申告が必要です。)
- 同一世帯の方に扶養されている方(同居していても住民票上世帯が別になっている場合は、扶養されていても申告が必要です。)

申告の際に持参するもの

- 申告会場では、職員が端末に入力して申告書を作成するため、事前記入は不要です。必要な書類を持参してください。
- ① 申告書(事前に届いている方)・印鑑(ごム印以外、認印可)
 - ② 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料
 - ③ 年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票
 - ④ 国民年金保険料などの控除証明書
 - ⑤ 社会保険などの領収書(平成28年中に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの)
 - ⑥ 生命保険や地震保険に関する控除証明書
 - ⑦ 医療費などの領収書(病院・薬局ごとに支払額を計算した支払明細書を添付)
 - ⑧ 寄附をした場合は、寄附先からの領収書
 - ⑨ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や愛の手帳など
 - ⑩ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料
 - ⑪ 事業所得などがある方は、收支内訳書や帳簿など
 - ⑫ 日本国外に居住する親族を扶養している扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除の適用を受ける方は、親族関係書類(戸籍の附票・戸籍謄本・出生証明書・婚姻証明書など)と送金関係書類(送金依頼書など)

※外国語で作成されている場合は、日本語で翻訳されたものも必要となります。

⑬ マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの本人確認書類

※代理の方が申告する場合は、代理権の確認ができる委任状や代理の方の本人確認書類も必要です。

郵送による受付

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・收支内訳書などの必要書類を添付し、郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛先(申告する方の住所・氏名)を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

郵送先 〒205-8601 (所在地記載不要) 羽村市課税課市民税係

注意

国民年金保険料の控除証明書については、ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)または青梅年金事務所(☎0428-30-3410)に問い合わせてください。

※申告の際に控除証明書の添付が必要です。
申告は3月15日(水)までに!

期限までに申告がないと、平成29年度の課税決定が遅れたり、課税・非課税証明書が発行できない場合があります。

※午前8時までは庁舎内に入ることはできません。また、午前8時30分までは、正面玄関から入ることはできません。地下1階玄関(青梅線側)を利用してください。